

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則

平成16年4月1日

達示第73号制定

平成17年3月28日達示第38号全部改正

(前略)

(時間給の決定)

第24条 時間雇用教職員の時間給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる時間雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。

- (1) 別表第1に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第4の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。~~ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。~~
- (2) 別表第2に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第5に掲げる額とする。~~ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。~~
- (3) 別表第3に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第6の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。

(中略)

(超過勤務手当及び夜勤手当)

第29条 時間雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、この場合において、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における超過勤務については、時間給と同額を支給する。

- 2 時間雇用教職員には、給与規程第25条に定める教職員の例に準じて夜勤手当を支給する。
- 3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額」と読み替える。

4 第1項に定めるもののほか、第42条第3項の規定により勤務を命ぜられた場合は、当該勤務した時間に対して、時間給と同額の超過勤務手当を支給する。

(中略)

(時間外・深夜・休日勤務)

第42条 業務の都合上必要があると認める場合は、第38条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。

- 2 前項の場合において、労基法第32条の規定による労働時間を超える勤務又は労基法第35条の規定による休日における勤務については、労基法第36条第1項の労使協定を締結し、これによるものとする。同協定は、あらかじめ行政官庁に届け出るものとする。

3 第1項に定めるもののほか、第46条第1項第9号の場合において、業務の都合上必要があると認める場合は、当該日に勤務することを命ずることがある。

(中略)

(年次休暇以外の休暇)

第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第5号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2)～(8) 略

(9) 当該労働契約の期間における勤務日を曜日により定めている場合において、本学の創立記念日（6月18日。日曜日及び土曜日の場合を除く。）が勤務日に該当することとなる場合 当該日

(中略)

3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第9号、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、1日を単位として取り扱わなければならない。

4 年次休暇以外の休暇の手続については、教職員の例に準じて取り扱うものとする。ただし、第1項第9号の休暇については、教職員の場合における休日の例に準じて取り扱うものとする。

(中略)

(附 則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇う
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の補佐業務に従事		
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員		教務に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	
<u>研究支援推進員</u> 技術補佐員 (研究支援推進員) 技能補佐員 (研究支援推進員)		当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該研究支援推進経費にて雇われる場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は当該部局が定める
オフィス・アシスタント	本学に在籍する学生	事務、 技術 、 技能 、 教務 、 医療技術若しくは看護技術 に関する補佐業務又は 及び 労務作業に従事	——	・勤務時間は原則として週20時間以内とする。

別表第2（第2条・第3条・第4条関係）

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医師 歯科医師	当該医師又は歯科医師としての業務の遂行能力がある者	診療業務	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該業務遂行にあたり配分を受けた雇用経費にて雇われる場合に限る
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力がある者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する		・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇われる場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める
研究員 (科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 1. 3文科科第44号通知の各別表における教授、准教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること 2. 当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 3. 博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		1. 当該プログラムの継続している間、雇用可能 2. 当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇われる場合に限る 3. 学生、研究生等を除く

	を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者			
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 ＝当該共同研究・受託研究の遂行に必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ＝原則として他の職に就いていない者	当該共同研究・受託研究に従事		＝当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ＝当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 ＝当該研究の遂行に必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ＝博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ＝原則として他の職に就いていない者	当該プロジェクトに係る研究に従事		＝当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ＝当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)				＝当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ＝当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(学術研究奨励)				＝当該寄附金にて雇用される場合に限る ＝寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く ＝学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)				＝当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ＝当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)	次の各要件をすべて満たす者 ＝当該研究の遂行に必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ＝博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ＝原則として他の職に就いていない者	当該プロジェクトに係る研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	＝当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ＝当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)				＝当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ＝当該独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構産業技術研究補助金にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)				＝当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ＝当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアチブ事業助成金にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員(学術支援)		競争的資金に係る研究の志用等に関する研究に従事		＝間接経費にて雇用される場合に限る ＝学生、研究生等を除く
研究員	・当該プロジェクト等に	当該プロジェクト等に係	満63歳	＝前各項に掲げるもののほか、総長

(必要に応じて総長の定めるところにより名称を付記することができる(プロジェクト名等))	応じ総長が定める	る研究等に従事	(ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	が認めるもの プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
---	----------	---------	----------------------------	---

別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
講師	当該授業担当の遂行上必要な能力を有する者又は学生の研究指導能力がある者	・カリキュラムにおける授業を担当する ・学生の研究指導を行う	特に無し	・当該業務遂行にあたり配分の受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
講師 (研究機関研究員) 講師 (中核的研究機関研究員)	次の各要件をすべて満たす者 博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者。(人文・社会科学の分野にあっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められた者を含む。) 他に常勤の職等に就いていない者	当該研究プロジェクトを推進するため、一定の職務を分担し研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	当該非常勤研究員経費、「大学院教 育充実支援経費」(ベンチャー ビジネス・ラボラトリー経費)又は 研究拠点形成費補助金(研究拠点形 成費)にて雇用される場合に限る 研究拠点形成費補助金(研究拠点 形成費)にて雇用される場合は、大学 が特に認めた場合に限る 大学院生、研究生、教育、研究指 導を受けている者は除く 採用の選考は、当該部局が定める 選考基準に基づき、当該部局におけ る人事選考の会議を経て行う 任用の通算期間は原則として2年 以内とする。ただし、やむをえない 場合であっても3年を限度とする 勤務時間は1週間あたり20時間 を越えない範囲
ティーチング・アシ スタント	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生 に対し、教育的効果を高 めるため、実験、実習、 演習等の教育補助業務に あたる	——	・当該雇用経費の趣旨に添った雇 用に限る 当該ティーチング・アシスタント 経費、研究拠点形成費補助金(研究 拠点形成費及び若手研究者養成費) 又は大学改革推進経費にて雇用さ れる場合に限る ・選考基準は当該研究科が定める ・勤務時間は月40時間(週10時 間程度)以内
リサーチ・アシスタ ント	将来、研究者となる意欲と優れた 能力を有する大学院博士後期課程 に在学する学生	研究プロジェクト等を効果 的に推進するため、研 究補助者として従事し、 当該研究活動に必要な補 助業務を行う	——	・当該雇用経費の趣旨に添った雇 用に限る 当該リサーチ・アシスタント経 費、研究拠点形成費補助金(研究拠 点形成費又は若手研究者養成費)、科 学技術振興調整費又は大学改革推進 経費にて雇用される場合に限る ・選考基準は当該部局が定める ・勤務時間は原則として週20時間 以内とする。
法科大学院特別 教授	法科大学院において実務基礎教育 を実施するため特に必要となる高	法科大学院(法学研究科 法曹養成専攻)における	満63歳 (ただし、大学	・任期については、法科大学院の定 めによる

法科大学院特別 准教授	度専門職業人	教授又は准教授の職務に 従事	が特に認めた 場合は、この限 りでない。）	
専門職大学院特別 教授 専門職大学院特別 准教授	専門職大学院（法科大学院を除く。）において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	専門職大学院（法科大学院を除く。）における教授又は准教授の職務に従事		・任期については、当該専門職大学院の定めによる

別表第4（第24条関係）

職 名	時 間 給	
事務補佐員	A	900円
技術補佐員、技術補佐員（研究支援推進員）	B	1,000円
技能補佐員、技能補佐員（研究支援推進員）	C	1,100円
労務補佐員、 <u>研究支援推進員</u>	D	1,200円
オフィス・アシスタント <u>（事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る）</u>		
医療技術補佐員	A	900円
<u>オフィス・アシスタント（医療技術補佐の業務に限る）</u>	B	1,000円
	C	1,100円
	D	1,200円
	E	1,300円
	F	1,400円
	G	1,500円
	H	1,600円
	I	1,700円
看護技術補佐員	A	1,000円
<u>オフィス・アシスタント（看護技術補佐の業務に限る）</u>	B	1,100円
	C	1,200円
	D	1,300円
	E	1,400円
	F	1,500円
	G	1,600円
	H	1,700円
	I	1,800円
	J	1,900円
	K	2,000円
	L	2,100円
	M	2,200円
	N	2,300円
教務補佐員	A	1,000円
<u>オフィス・アシスタント（教務補佐の業務に限る）</u>	B	1,200円
	C	1,400円
	D	1,600円
	E	1,800円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5（第24条関係）

職 名	時 間 給	
医師，歯科医師	A	1,300円
寄附講座教員，寄附研究部門教員	B	1,500円
研究員（科学技術振興）	C	1,700円
産学官連携研究員	D	1,900円
研究員（COE）	E	2,100円
研究員（科学研究）	F	2,300円
研究員（学術研究奨励）	G	2,500円
研究員（特別教育研究）	H	2,700円

研究員（改革推進）	I	2,900円
研究員（学術支援）	J	3,100円
研究員（プロジェクト名等）	K	3,300円
	L	3,500円
	M	3,700円
	N	3,900円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第6（第24条）

職名	時間給額
講師	学外者
	大学卒（新大卒）後の経験年数が20年以上 5,660円
	大学卒（新大卒）後の経験年数が9年以上20年未満 4,420円
	大学卒（新大卒）後の経験年数が9年未満 3,440円
講師（研究機関研究員）	3,900円
講師（中核的研究機関研究員）	
ティーチング・アシスタント	修士課程学生 1,200円
リサーチ・アシスタント	博士後期課程学生（医学研究科においては、博士課程学生を含む） 1,400円
法科大学院特別教授	6,250円
法科大学院特別准教授	3,750円
専門職大学院特別教授	6,250円
専門職大学院特別准教授	3,750円

（後略）